

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	玉陵及び識名園観覧料の減免		
根拠法令及び条項	那覇市玉陵及び識名園条例第4条・那覇市玉陵及び識名園条例施行規則第6条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市玉陵及び識名園条例4条 那覇市玉陵及び識名園条例施行規則6条 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	平成5年4月1日	審査基準 最終変更年月日	平成25年3月29日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(請求のあった日の翌日から起算して7日以内) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成26年12月25日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	市民文化部 文化財課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

【別紙】

那覇市玉陵及び識名園条例

(観覧料の減免)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、観覧料の全部を免除することができる。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による本市内の学校の幼児、児童及び生徒並びにその引率者が教育上の目的で観覧する場合
- (2) 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律(昭和31年法律第40号)による就学奨励を受けている保護者の保護する児童及び生徒が観覧する場合
- (3) 特別支援学校の児童及び生徒並びに小学校及び中学校の特別支援学級(学校教育法第81条に規定する特別支援学級をいう。)の児童及び生徒並びにその引率者が観覧する場合
- (4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している幼児及び少年並びにその引率者が観覧する場合
- (5) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者が観覧する場合
- (6) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者が観覧する場合
- (7) 知的障がい者(児童相談所若しくは知的障害者更生相談所の長又は精神衛生鑑定医により知的障がい者と判定された者をいう。)及びその引率者が観覧する場合
- (8) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者が観覧する場合
- (9) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその引率者が観覧する場合

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより観覧料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 本市が共催する行事のため観覧する場合

- (2) 国及び他の地方公共団体が主催する行事のため観覧する場合
- (3) 本市に住所を有する満65歳以上の者が個人で観覧する場合
- (4) 市長が認める観光用クーポン等で観覧する場合
- (5) その他市長が特に必要と認める場合

那覇市玉陵及び識名園条例施行規則

(観覧料の減免)

第6条 条例第4条第2項の規定により観覧料を減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、免除する額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

- (1) 条例第4条第2項第1号から第3号までの規定に該当する場合 5割の額
- (2) 条例第4条第2項第4号の規定に該当する場合 2割の額
- (3) 条例第4条第2項第5号の規定に該当する場合 市長が必要と認める額

2 観覧料の減免を受けようとする者は、市長が定める様式に従い、減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

3 市長は、前項の申請に対し、観覧料の減免の承認をしたときは、減免承認書を申請者に交付するものとする。